令和2年1月6日開会 (第1回総会)

# 雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

## 第1回雲仙市農業委員会総会議事録

1 招集日 令和2年1月6日(月)

2 開会日時及び場所

令和2年1月6日(月) 午後2時02分

雲仙市役所本庁舎別館3階会議室

3 閉会日時 令和2年1月6日(月) 午後3時18分

4 委員氏名

(1)出席者(17名)

1番 草野 英治 3番 松永 一 4番 東 康敬 5番 林田 剛

7番 渡部 第 8番 平野 利光 9番 馬場 保 10番 徳永 玉義

11番 三浦 憲二 12番 内田 弘幸 13番 池田 兼三 14番 松尾 茂敏

15番 川内 幸徳 16番 草野有美子 17番 鶴﨑 進 18番 大久保信一

19番 小筏 正治

(2) 欠席者(2名)

2番 大島 忠保 6番 森﨑 茂德

5 議事に参与した者

事務局長 坂本 英知

次 長 増冨 浩彦

参事補 原田 誠二

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請につい

7

日程第5 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の一部

取消について

日程第7 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定

について

日程第8 議案第7号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

日程第9 報告第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(会長専決事項)

日程第10 報告第2号 非農地通知の発出について

#### 午後2時02分開会

○事務局長(坂本 英知君) 委員の皆様におかれましては、ご家族で穏やかな新年を迎えられた 委員、残念にも身内にご不幸があって、お寂しゅう新年を迎えられた方、いらっしゃると思いま すけれども、この令和2年が、農業委員の委員皆様が輝かしい1年となりますことを心からご祈 念申し上げます。

本日は、森崎委員から欠席届が提出されております。まだ大島委員がご参加じゃありませんけれども、法の規程によります過半数を超えておりますので、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○議長(小筏 正治君) それでは、ことしの総会を始めたいと思います。私も寂しく新年を迎えた1人ですけど、開き直りまして、皆さん方、新年明けましておめでとうございます。ことしもひとつよろしくお願いいたします。

新年を迎えて、皆様方それぞれ、ことしの希望を持たれたことと思っておる次第でございます。 農業委員会活動も、日々、大変お忙しい中にですね、ことしはアンケート調査をもとに農地の集 積、集約が始まるのではなかろうかと思っておる次第でございます。また、その前に、1月26日 は婚活も控えておりますけど、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。また、世界では、 アメリカとイラクが何か戦争でも起きなければよかとになと思っておる次第でございます。

それでは、ただいまより、会議に移りたいと思います。

ただいまから、令和2年第1回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、1番、草野委員、3番、松永委員、両委員 を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第10、報告第2号、非農地通知の発出についてまでの議案7件、報告2件となります。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局(原田 誠二君) 議案書2ページをごらんください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので総会の議決を求める。令和 2年1月6日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書3ページ、受付番号86番から、議案書4ページ、受付番号92番まで、7件の申請が あっております。詳しくは別添1をごらんください。

以上です。

- ○議長(小筏 正治君) それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願い いたします。まず、東部調査会長、お願いいたします。
- ○委員(4番 東 康敬君) 議席番号4番、東部調査会の会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号86番です。 受付番号86番は、相手方の要望により買い受ける案件です。

受付番号86番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号86番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

- **〇議長(小筏 正治君)** ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいた します。
- 〇委員(12番 内田 弘幸君) 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号87番から 91番です。

受付番号87番は、耕作利便のため譲り受ける案件です。

受付番号88番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号89番は、耕作利便のため譲り受ける案件です。

受付番号90番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号91番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号87番から91番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号87番から受付番号91番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。渡部委員。

○委員(7番 渡部 篤君) 7番、渡部です。

この無償という、何か理由か何か、親族ならわかるんですけど、理由か何かあっとですか。

- 〇議長(小筏 正治君) 中部調査会長、どうでしょう。
- **〇委員(12番 内田 弘幸君)** この件は、親戚でも何でもなかとですけど、87番の件でしょうか。
- 〇議長(小筏 正治君) 何番ですかね。
- **○委員(12番 内田 弘幸君)** 87番ですね。
- **〇委員(7番 渡部 篤君)** 所有権移転の場合、無償というのは。
- 〇議長(小筏 正治君) 事務局、補足で。
- ○事務局(原田 誠二君) 受付番号87番でよかったですかね。

この方は農業をされておらず貸している方です。

次の5条申請でお互い別の農地を交換し、譲り受けた農地への耕作道をつくり、持分を2分の 1ずつされるため、無償と聞いております。

以上です。

- ○委員(7番 渡部 篤君) わかりました。
- ○議長(小筏 正治君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。池田委員、どうぞ。
- ○委員(13番 池田 兼三君) 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号92番となります。

受付番号92番は、耕作利便のため譲り受ける案件です。

受付番号92番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号92番について、何かご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

〇議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号86番から92番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とい たします。事務局、議案事項の説明を求めます。
- ○事務局(原田 誠二君) 議案書5ページをごらんください。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和2年1月6日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書6ページ、受付番号8番の1件の申請があっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

- ○議長(小筏 正治君) それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。中部調査会長、お願いします。
- ○委員(12番 内田 弘幸君) 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号8番です。 受付番号8番は、共同住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地であると考えられます。しかし、周辺に集落があることから例外的に許可をすることができる案件であると思われます。

受付番号8番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。以上です。

○議長(小筏 正治君) どうもありがとうございました。

それでは、受付番号8番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。東委員、どうぞ。

○委員(4番 東 康敬君) 4番、東です。

これ、第1種農地で、例外的に認めるということですよね。これ、今からこういう案件というのは、結構出てくるような感じなんですか。例外的というのがですよ。

- ○事務局(原田 誠二君) 会長、よろしいでしょうか。
- 〇議長(小筏 正治君) どうでしょう。
- **〇事務局(原田 誠二君)** 今、東委員の質問ですけども、法に基づいた例外規定ですね、そういうので該当するようであれば、うちとしては許可は出さざるを得ないというのはあります、今後もですね。

以上です。

〇議長(小筏 正治君) 東委員。

- ○委員(4番 東 康敬君) この1種農地で、例外的、集団の接続の例外的という条件の中で、その一団の集落というのは大体、定義的にはどこら辺で言うわけですか。実はですね、うちらのところでも、1種農地の中に集落が少しあるんじゃけど、許可おりないという案件があったわけですね、できんとやろかいという相談があって。やっぱり1種農地はできないというのが定義の中でですね、できなかったというのがあるわけですよね。だから、一団の集団の定義というのはどこら辺で区切っていくのか、これは事務局の判断でいくのか、農業委員会の判断でいくのか。
- ○事務局長(坂本 英知君) いやいや、事務局の判断というのはないです、基本的には。全て農業委員たちの判断です。ただ、アドバイス的には、申請者には事務局が対応はしますけれども、許可、不許可はあくまでも農業委員の業務で、事務局が決定することではありません。ただ、増富次長、一団の集落というたら、おおむねどのくらいぐらいを……。
- **〇次長(増富 浩彦君)** 何軒とはなかとですたい。そこはやっぱり客観的に見て、そこで集落が 形成されとるかどがんかば見ていかんばいかんところであって。例えば、2軒しかなくて、集落 と言えるのかというとば、ここの農業委員会の総会でもんでもらわんばといかんですね。
- **〇事務局長(坂本 英知君)** 要は塊ですたいね、道を挟んどったとしても分断されてない、道路 を挟んじょったとしてでも、鳥瞰図で上から見たときに一定の集落接続、集落がこう幾つも何戸 もあるのであれば、集落接続として例外で認められるんですけども。
- ○次長(増富 浩彦君) 先ほどの8ページの地図でいけばですね、例えば、この申請地の左側に 固まりもあっですよね、家が10軒ぐらい、10軒以上あるですよね。例えば、これがなかった ときに集落接続でいけるのかという話にもなっですね、今の東委員の質問からいけばですね。
- **○委員(4番 東 康敬君)** 結局ですよ、ほんなら集合住宅なら8戸、10戸ぐらい入るじゃなかですか。それを一連の住宅、何というんですか、固まりという集落で見るわけですか。
- ○次長(増富 浩彦君) いや、それは1つの住宅ですけんが、そこでその10戸、12戸入っとらせば、そこで集落ば形成しとってみれば、もうそこの隣は転用させてよかじゃなかですか。
- **〇委員(18番 大久保 信一君)** 調査会とか、全体があっとやからそこの中で、各地区の調査会で一団の集落と皆さんが認めれば、その集落接続ができるということになるんですか。
- ○次長(増富 浩彦君) そうですね。誰が見ても、ここは集落の一員になるやろうなというところは、1種の例外規定に該当するやろうけんかというて申請を受けて、ここに上げるということで、判断ばしてますね。
- ○議長(小筏 正治君) はい、どうぞ。草野委員、どうぞ。
- **○委員(1番 草野 英治君)** そこですけど、その8ページの上のところにミヤザキってあるとですけど、ここもその横も新しかですね。ここもなかときに、今の申請地がなかときに建っておるわけです。そういう感じんとが、例えば、ちょっと先のところに、ちょっと話をもって、ちょっ

と話がありよるもんやけん、こういう感じのが先にできとる、集落のできる前に1軒できとると はどういう形でできたという……。

○事務局(原田 誠二君) 済みません、それについてはですね、今のうちの農業委員会でちょっと把握してないんですけど、多分、もうずっと前からあるんですね。で、もしかしたら当時、小屋か何か建てて宅地だったかもしれないし、正直、そういうところも結構あるんですね。ただ、今の現状としては、うちのほうは法で照らして、一応、既存、そういうのがあったとしても、今の法で一応判断するしかないのかなということで、受け付けをしております。

以上です。

○議長(小筏 正治君) この件は調査会で十分検討してですよ、まずは、事務局で、こうだった らこう、何とか申請できるだろうと、許可相当かもしれないということでして、そして総会にて 議決するという方法で。

ちょっと暫時休憩します。

### 《暫時休憩》

(休憩中、事務局より第1種農地の不許可の例外について説明)

**○議長(小筏 正治君)** それでは、例外的という農地の許可についていろいろ審議をしたわけですけど。ただいまからまた再開いたします。

ほかにないですかね。

#### [「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ほかにご質疑ないようですので、議案第2号、農地法第4条第1項の規 定による許可申請について、受付番号8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請に ついてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。
- O事務局 (原田 誠二君) 議案書 7ページをごらんください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定により許可を受けた事業計画についての計画変更承認申 請があったので総会の議決を求める。令和2年1月6日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書8ページ、受付番号3番から4番まで2件の申請があっております。詳しくは別添2を ごらんください。

以上です。

〇議長(小筏 正治君) それでは、受付番号3番から4番について、計画の変更に伴い、同時に

農地法第5条第1項の規定による許可申請がされましたので、一括して審議したいと思いますが、 いかがでしょうか。一括して審議していいですか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、一括して審議いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を 求めます。

○事務局(原田 誠二君) 議案書9ページをごらんください。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和2年1月6日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書10ページ、受付番号62番から63番の2件の申請があっておりますので、詳しくは 別添2をごらんください。

以上です。

- ○議長(小筏 正治君) それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願い いたします。中部調査会長。
- ○委員(12番 内田 弘幸君) 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請受付番号3番及び農地法第5条第 1項の規定による許可申請受付番号62番について報告します。

本案件は、平成29年8月7日付で住宅用地での転用許可を受けていましたが、当初の転用者が別の住宅を購入したことから事業が着工されていませんでした。今回、新たな承継者により住宅用地として転用申請されております。申請地は農振白地、島原鉄道愛野駅から300メートル以内にあることから第3種農地であると考えられます。

受付番号3番及び62番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

**〇議長(小筏 正治君)** どうもありがとうございました。

それでは、議案第3号、受付番号3番及び議案第4号、受付番号62番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- **〇議長(小筏 正治君)** ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。
- ○委員(13番 池田 兼三君) 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請受付番号4番及び農地法第5条第 1項の規定による許可申請受付番号63番について報告をします。

本案件は、平成30年7月13日付で、きのこ類の栽培に関する資材置場等での転用許可を受けていましたが、乾燥施設等が必要になり、計画変更及び隣接農地を農業用施設用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が農業用施設であることから例外的に許可をすることができる案件であると思われます。

受付番号4番及び63番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、議案第3号、受付番号4番及び議案第4号、受付番号63番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、受付番号3番から4番については、申請どおり承認、 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号62番から63番については、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、さきに述べたとおり決定しました。

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

**○事務局(原田 誠二君)** 議案書 9 ページをごらんください。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和2年1月6日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書10ページ、受付番号57番から、議案書11ページ、受付番号61番まで5件の申請があっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

- ○議長(小筏 正治君) それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願い いたします。まず、東部調査会長、お願いします。
- ○委員(4番 東 康敬君) 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号57番です。 受付番号57番は、申請者が代表取締役をされている建設会社の資材置き場への転用を計画されております。申請地は農振白地、周囲を宅地、雑種地、山林に囲まれているため、第3種農地と判断をいたしました。

受付番号57番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

**〇議長(小筏 正治君)** ありがとうございました。

それでは、受付番号57番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。
- ○委員(12番 内田 弘幸君) 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号58番から61番です。

受付番号58番、59番は、農地を交換し、耕作用の共同通路用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地であると考えられます。中部調査会としては、十分に協議を行い、転用目的が農業用施設用地であることから例外的に許可をすることができる案件であると判断しました。

受付番号60番は、住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね 10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地であると考えられます。 面積が574平方メートルで転用面積上限の500平方メートルを超過しているが、住宅、進入路、駐車場スペースを除く南側の余剰地150平方メートルについては、分筆しても公道からの進入路がなく、農地として利用できないため、1筆全体を転用し、余剰地は家庭菜園として有効利用したいとのことです。中部調査会としては、十分に協議を行い、周辺に集落があることから例外的に許可をすることができる案件であると判断しました。

受付番号61番は、住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね 10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地であると考えられます。 しかし、周辺に集落があることから例外的に許可をすることができる案件であると思われます。

受付番号58番から61番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

- ○議長(小筏 正治君) それでは、受付番号58番から61番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。鶴崎委員、どうぞ。
- **〇委員(17番 鶴﨑 進君)** 17番、鶴﨑です。

受付番号58番、59番についてですが、この案件もさっきのと一緒で、1種農地にさっきとかわらんようになるんじゃないですかね。それで、道がさきにつくっておる、計画してますけん、その中に畑、田んぼがあるとですけど、ここへ、家を建てる計画はあとでしょうか。それで、ずっとこの道のできれば家は建ってくるとやないかなと思いますが。

- 〇議長(小筏 正治君) 道ができればそれなりに。
- **〇委員(17番 鶴﨑 進君)** 1種農地ですが、固まっていて1つの集落になると許可はできる のでしょうか。
- ○議長(小筏 正治君) ただいまの鶴崎さんのあれ、どうでしょうか、調査会長。
- ○委員(12番 内田 弘幸君) 中部調査会でもいろいろな議論が出まして、地番で言えば28 1とか285とか286までは、確かに基盤整備で計画がされているところなんですけど、作業 用道路という形でつくるなら基盤整備にかかったほうがよかっちゃなかかっていうこともいろい ろ出たんですけど、基盤整備にかかるかからんは本人の意思ですので、ここまでは農業委員会と しては言えないということで、耕作利便のためにこういう、今時点での確かに入り口は軽トラッ クも入らんぐらいの、やっとこさ入るぐらいのもう道で、確かに危ないところではあるので、だ からその譲受人としてはここに、今後、農業ばしていくときはここにというので、大型も入るよ うな道路をつくりたいということであったので、中部調査会としては十分協議はしましたけど、 許可せざるを得ん案件かなということで許可しました。
- ○委員(17番 鶴﨑 進君) はい、ありがとうございました。
- ○委員(1番 草野 英治君) よかですか、1番の草野ですけど。その、一応、これは耕作用の 農道としてつくらすということですよね。農道としてつくった場合に、先々、家も建っていくか もしれんでしょうけど、農道として許可した場合に、どのくらい年数をたったら宅地、周りを宅 地化できるような形になるのかですね。うちの近くにもやっぱり農道としてつくったところがあ るけんが、そこに家を建てるとなったら何年という期限があるんでしょうかね。
- **〇次長(増富 浩彦君)** 期限はありません。これ、この案件で関して言えば、これ耕作道やけんか、農道とはまたちょっと取り方が違うとですね。自分の農地に行くために自分が金ば出して、自分でつくるとが、耕作道。
- ○委員(1番 草野 英治君) 農道とはまた別、意味が違うということですか。
- ○次長(増富 浩彦君) ですね。公共のものになってしまうとじゃなかかなという、大きな言い 方で言えばですね、農道というとであれば、農漁村整備課あたりの補助事業ば使うてつくった、

持ち主が市とか、公道ですね、になっとが農道という。これはあくまでも個人の耕作道としてつ くるということ。だけん、期限で言うても、期限はないですね、耕作道に関して言えば。

- **〇委員(1番 草野 英治君)** 済みません、外れた話なんですけど、農道として補助を受けてつくった場合は、何年というとばあるわけですか。
- **〇次長(増富 浩彦君)** 農道なら個人さんの進入道では使えんとじゃなかですか。そこら辺はわからんですけど。
- **〇議長(小筏 正治君)** ほかに皆さん、ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ほかにご質疑がないようですので、議案第4号、農地法第5条第1項の 規定による許可申請について、受付番号57番から61番は、申請どおり許可することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
  次に、日程第6、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の
  一部取消についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。
- ○事務局(原田 誠二君) 議案書12ページをごらんください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の一部取消について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画(令和元年11月 5日雲仙市農業委員会総会議決による公告第130号)の一部を取り消すので、総会の議決を求 める。令和2年1月6日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書13ページ、受付番号1番です。

以上です。

- ○議長(小筏 正治君) それでは、調査会長、案件について説明をお願いいたします。東部調査 会長、お願いします。
- ○委員(4番 東 康敬君) 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の一部取消について、東部調査会から報告をします。

本案件は令和元年11月5日総会で議決をされ、11月7日に雲仙市公告がおりたものですが、各筆明細に記載された対価の支払い期限(11月30日)までに対価の支払いが確認できなかったため、当該土地の所有権にかかわる農用地利用集積計画に基づく法律関係が失効をしました。申請人に対しても事前に意思確認を行いましたが、売買の意思がなくなったとの回答を得ており、取り下げ書も提出されているとのことです。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規 定に基づく農用地利用集積計画の一部取消について、受付番号1番については、計画の一部を取 り消すことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、計画の一部を取り消すことに決定しました。 次に、日程第7、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の 決定についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。
- ○事務局(原田 誠二君) 議案書14ページをごらんください。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定に基づき、総会の議決を求める。令和2年1月6日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。 議案書15ページ、受付番号1番から、議案書32ページ、受付番号50番までです。詳しく は別添3の1ページからをごらんください。

受付番号1番から28番については、賃借に係る案件。受付番号29番から44番については、 所有権移転に係る案件。受付番号45番から50番については、農地中間管理機構へ貸し付ける 案件です。

以上です。

○議長(小筏 正治君) それでは、議案第6号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から28番について、ご質疑がありましたらお願いいた します。ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) それでは、次に、所有権移転に係る受付番号29番から44番について、 何かご質疑ありましたらお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) それでは、次に、農地中間管理事業に係る受付番号45番から50番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。45番から50番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第6号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。 次に、日程第8、議案第7号、農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取についてを議題とい たします。事務局、議案事項の説明を求めます。
- ○事務局(原田 誠二君) 議案書33ページをごらんください。

議案第7号、農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の 規定に基づき、総会の意見を求める。令和2年1月6日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書34ページ、受付番号1番から、議案書44ページ、受付番号27番まで、27件です。 詳しくは別添3をごらんください。

以上です。

〇議長(小筏 正治君) 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第7号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**〇議長(小筏 正治君)** ご質疑がないようですので、議案第7号、農用地利用配分計画(案)については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、議案第7号、農用地利用配分計画(案)につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第9、報告第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について(会長専決事項)、事務局より報告を求めます。

**○事務局(原田 誠二君)** 議案書45ページをごらんください。

報告第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について(会長専決事項)

次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので総会において報告を行う。 令和2年1月6日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書46ページ、整理番号85番です。

以上です。

○議長(小筏 正治君) それでは、調査会長から案件について報告をお願いいたします。東部調

査会長、お願いいたします。

以上です。

○委員(4番 東 康敬君) 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請(会長専決事項)について、東部調査会から報告を します。

本案件は、令和元年10月7日の総会において競売への参加資格を審議し、買受適格証明を出していたものです。10月7日の総会において落札者が決定し、農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することが附帯決議されていたので、11月29日に申請を受け付け、12月2日に許可がおりています。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございます。

報告第1号について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ほかにご質疑がないようですので、次に、日程第10、報告第2号、非 農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。
- ○事務局(原田 誠二君) 議案書47ページをごらんください。

報告第2号、非農地通知の発出について

対象地が農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断を行ったことについて総会で報告する。令和2年1月6日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は48ページ、受付番号1番については、所有者より申し出があり、現地確認を行った ところ、山林化していることが確認できたことから、非農地通知を発出するものです。 以上です。

**〇議長(小筏 正治君)** それでは、報告第2号について、何かご質疑がありましたらお願いいた します。報告第2号はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、報告を終わります。お諮りします。

本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 1月 6日

議長

署名委員

署名委員